

茂原市立美術館・郷土資料館管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	現 行
<p>(事務分掌)</p> <p>第4条 管理系の事務分掌は次のとおりとする。</p> <p>(1) 文書の收受、発送、保管及び公印の管守に関すること。</p> <p>(2) 観覧料、使用料の徴収に関すること。</p> <p>(3) 予算の経理及び物品の管理に関すること。</p> <p>(4) 職員の服務に関すること。</p> <p>(5) 施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>(6) 施設の使用許可に関すること。</p> <p>(7) 美術館・郷土資料館協議会に関すること。</p> <p>(8) 美術品等評価委員会に関すること。</p> <p><u>(9) 市史編さん委員会に関すること。</u></p> <p><u>(10) 美術館・郷土資料館資料（以下「資料」という。）の収集、保存、研究及び展示に関すること。</u></p> <p><u>(11) 事業の企画、実施に関すること。</u></p> <p><u>(12) その他美術館・郷土資料館の管理運営に関すること。</u></p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第4条 管理系の事務分掌は次のとおりとする。</p> <p>(1) 文書の收受、発送、保管及び公印の管守に関すること。</p> <p>(2) 観覧料、使用料の徴収に関すること。</p> <p>(3) 予算の経理及び物品の管理に関すること。</p> <p>(4) 職員の服務に関すること。</p> <p>(5) 施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>(6) 施設の使用許可に関すること。</p> <p>(7) 美術館・郷土資料館協議会に関すること。</p> <p>(8) 美術品等評価委員会に関すること。</p> <p><u>(9) 美術館・郷土資料館資料（以下「資料」という。）の収集、保存、研究及び展示に関すること。</u></p> <p><u>(10) 事業の企画、実施に関すること。</u></p> <p><u>(11) その他美術館・郷土資料館の管理運営に関すること。</u></p>

附 則（平成X年X月X日茂原市教育委員会規則第X号）  
この規則は、平成29年4月1日から施行する。